

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第九条の二第一項の規定に基づき規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月十五日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区規則第五十六号

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第九条の二第一項の規定に基づき規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第九条の二第一項の規定に基づき規則で定める金額を定める規則（平成十八年十二月文京区規則第百五号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に、「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第九条の二第一項の規定に基づき規則で定める金額を定める規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新規則の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。